

1879年コレラの拡散と朝日両国の対応

Spread of Cholera and the responses of Joseon and Japan in 1879

1879年の夏、日本と朝鮮でコレラが大流行した。春先に日本で発生したコレラは津島から開港場の釜山に、さらに朝鮮各地に広まった。この過程での両国政府の防疫対策と互いの認識の差異を検証する。

朴 漢珉（高麗大学校）

Park, Hanmin (Korea University)



Abstract

Cholera broke out both in Joseon and Japan in the summer of 1879. In the area of Tsushima, there were more than 100 patients in June. It also spread out to Busan, with the number of patients reaching up to 150 by mid-August. After the breakout and spread of cholera, many people living in all around Joseon died. Because of increasing patients, the Japanese established a quarantine station and an isolation hospital for Japanese people living in their settlement. Yoshimoto Hanabusa, a charge d'affaires, met high-ranking official of Joseon frequently, and delivered a prevention rule of cholera to prevent the further spread of the disease. Since opening ports, governments of Joseon and Japan took sensitive actions against the breakout of such an epidemic, and tried to make coordination schemes to protect people from the disease. In this paper, I will analyze the case of 1879, focusing on the response of Joseon and Japan from two perspectives: ways to prevent the spread of cholera jointly, and differences in recognition of 'sanitation' between the two nations.

Keywords cholera, quarantine, epidemic, sanitation

1. はじめに

コレラ (Cholera) は本来「過度な下痢」の症状を意味し、ラテン語に由来する用語である。1817年以前まではインド地域の中で限定的に流行した疾病であったが、コレラはイギリスが用いた様々な船舶の交易路と軍隊の移動経路に沿って、ロシア、東南アジア、中国、日本、朝鮮、そしてメキシコなどに広がっていった。特に、19世紀の半ばから汽船と鉄道の発達によって、人々の移動範囲が広くなり、運搬速度も速くなるにつれ、世界全域の流行も

加速化した¹。日本では1822年の流行以後、コレラは酷熱辣、虎狼痢、虎列刺などの音訳された漢字表記が使用されたが、明治維新後、「虎列刺」が公式用語として定着した。朝鮮で、この名称を病名として初めて用いたのは1879年である²。朝鮮では日本式の漢字表現を持ち込んで使いながら、朝鮮式の表記として少し変形された。即ち、虎列刺の「刺」が「刺」に変わって、虎列痢になった。「虎列刺」という名称の定着は1890年代後半から発刊された『獨

1 윌리엄 맥닐著・김우영역 『전염병의 세계사』 (이산, 2005年), 281 ~ 283頁。

2 황상익 『근대 의료의 풍경』 (푸른역사, 2013年), 506頁。

立新聞』や『帝国新聞』などの純ハングルで書かれた新聞を通じて確認できる。日本式の漢字表記であった「虎列刺 (コレラ)」よりも「虎列刺 (ホヨルジャ)」が大衆のなかでは広く定着して行くようになった³。このコレラは開港 (1876年) 前では1821年⁴、開港後では1879年と1886年に大流行した。1876年以後ではほぼ5年を周期として流行し、70%に達する高い死亡率を出す恐ろしい伝染病であった⁵。

1879年の夏、朝鮮と日本ではコレラが大規模に流行した。6月頃からは対馬地域にも疾病が蔓延して、百人以上の患者が出た。コレラは開港場であった釜山地域にも発生し、8月中旬には患者が150人余りになるほどであった。その後、コレラは仁川などの朝鮮全域に拡散され、大勢の人々がなくなった。日本国内でも10万人余りが死亡するほど、コレラが猛威を振るった時期であった。

開港期朝鮮におけるコレラの全般的発生と流行については、その間、医学史を専攻する研究者たちが時期別の推移をまとめながら、甲午改革以後のコレラ予防規則のような防疫政策を朝鮮政府が実施するまでの過程を整理している⁶。しかし、資料活用上の制約によってコレラが大流行した各時期の様相、それに対処する朝日両国の対応論理や認識の相違が分析しつくされていない。したがって、本稿ではまず1879年に時期を限定し、朝鮮と日本で大流行し

3 申東源『호환 마마 천연두: 병의 일상 개념사』(돌베개, 2013年), 148~149頁。

4 1821年のコレラ流行と朝鮮の対応様相については、次の研究が詳しいから参考になった。김신희「1821년 콜레라 창궐과 조선 정부 및 민간의 대응 양상」『韓國史論』第60号 (ソウル大学校 国史学科, 2014年)。

5 황상익, 前掲書, 484頁。

6 三木榮『朝鮮医学史及疾病史』(医歯薬出版株式会社, 1972年)。申東源「조선말의 콜레라 유행, 1821 - 1910」『한국과학사학회지』11-1 (韓國科学史学会, 1989年)。申東源『호열자, 조선을 습격하다: 몸과 의학의 한국사』(歴史批評社, 2004年)。最近、翻訳を通じて、申東源の本は日本で出版された。申東源著・任正赫訳『コレラ、朝鮮を襲う—身体と医学の朝鮮史』(法政大学出版局, 2015年)。

たコレラについて一次的には発病初期からその勢いが穏やかになる9月の中旬まで、その進行過程を花房義質代理公使との関わりがある記録及び外交文書や日本で発行された新聞などに基づいて検討する。コレラの流行と拡散が進行するなかで、朝鮮と日本の両国の官吏たちは「条約運営」という大きな課題に各々どのように対処していくのか、その過程で相手に対する認識を如何に表出していたのか、伝染病予防のための「衛生」に関してどのように考えていたかについて検討する。もちろん、この時期の場合、朝鮮はまだ近代的方式に基づいて作成された統計のない時期であるため、朝鮮全域のコレラ発生の様相を正確に確認するには多少の制約がある。そのため挙げられる地域も開港場であった釜山を主にし、他の地域に関する状況は付随的に言及するに留める。

2. 1879年朝鮮でのコレラ発生と展開過程

1879年はコレラが発生して朝鮮と日本の両方で猛威を振るった時期である。日本では3月14日、愛媛県でコレラが突然発生して全国へ拡散し、8月下旬には流行がピークに到った。これが5次コレラ大流行に当たるといふ⁷。このときのコレラによって、日本では16万2,637人の患者が発生し、そのうち10万5,786人が死亡したといふ⁸。日本政府は「虎列刺病予防規則」を制定して、石炭酸を使って消毒を実施し、患者を隔離する政策を初めて施行した。この時期に当たって厳しい隔離政策を行なったため、警察官や医師が襲われるなど、各地で騒ぎが起こった⁹。伝染病を管理する官主導の方式に対して

7 三木榮, 前掲書, 266頁。山本俊一『日本コレラ史』(東京大学出版会, 1982年), 416~417頁。

8 笠原英彦・小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究』(ミネルヴァ書房, 2011年), 59頁。

9 마키하라 노리오 (牧原憲夫) 著・박지영訳『민권과 헌법』(語文学社, 2012年), 114~115頁。

情緒上の反感を持ったり、或いはそれに適応しなかったことから起こった反発が騒ぎに繋がったのである。

コレラの猖獗は朝鮮でも同じであった。釜山管理庁では、7月初から対馬の厳原港へ問い合わせをしているが、すでにここでもコレラ患者12人のうち8人が亡くなったように病が広がっていた¹⁰。その情報に基づいて、日本政府はまず7月11日から釜山港に入る船に対して取締規則を施行するよう管理官に通報した。その内容は3項目であるが、それを紹介してみれば次のようになる¹¹。

1. 入港ノ船舶有之節ハ国旗ヲ掲タル端舟ニテ見廻リ役医官ト共ニ該船へ乗組一応仕出ノ地名並開帆ノ時日病客ノ有無ヲ取調然シテ医官之ヲ検査シ、コレラ病患者無之ト見認ルトキハ速ニ上陸ヲ許シ、該船ハ船艙内ニ投錨スルヲ得ヘシ。
2. 水夫船客ノ内該患者有之節ハ決シテ上陸ヲ不許、其余無病ニ属スル者ハ必要ノ見廻リ荷物丈ヲ許シ、端舟ヲ以テ南濱ニ廻シ、学校ノ一室ニ仮寓シ、消毒法ヲ施行スヘシ。尤其以前ハタトへ親族タリトモ其ノ寓ニ接近スルヲ不許。且該患者ハ避病室ニ移シ、治療ヲ施スヘシ。依テ其船ハ直ニ絶影島へ投錨ヲ為スヘシ。
3. 該船絶影島碇泊中、若シ新患者アルカ或ハ食料並水薪等欠乏ノ節ハ、端舟ヨリ船艙外迄来リ、其段発声通報スヘキ事。

釜山では、7月21日以後日本人居留地内でコレラ患者が出たことが確認される¹²。日本管理庁は疾病予防のための対策を考え始めた。荒川徳滋（金

助）を朝鮮の辦察所へ派遣し、絶影島のなかで消毒所を設置する件を議論するようにした後、18日から設置作業に着手した（この問題をめぐる朝日両国認識の相違は後述）。一方、管理官は釜山在留の日本商人たちを対象として7月30日以後しばらくのあいだ韓人らとの通交と取引を禁止し、コレラの流行期限は2ヶ月、つまり8月から9月までだから、その期間中、館内で食べる米穀の量を調べて報告せよと告示をした¹³。

漢城に留まっていた花房代理公使もコレラの流行に関して各地の地方官へ厳に命を下して、速やかに予防措置を取ることを朝鮮政府に要請した¹⁴。礼曹判書沈舜沢宛に送った公文では、予防規則を早く実施することによって、両国の人民たちがコレラに罹ってすぐに死ぬ事態（横夭の憂）を防止せよとのことが含まれている¹⁵。これと同時に花房は朝鮮政府の参考のために、コレラ予防規則の一部を漢文に訳したものを併せて送付した。この予防規則は釜山地域で管理官が居留日本人を対象として先に発布して施行したもので、全体が19個の条項に構成されたものである（項目別の詳しい内容は後述）。これに対して沈舜沢は翌日予防規則を見せてくれたことについて感謝すると返答した¹⁶。これから2ヶ月後、1880年から開港が約定されていた元山地域について下見をして開港場の区域まで設定した上、元山を出発するとき、花房公使は徳源府使金綺秀にもコレラの消毒薬と海軍小軍医である

10 『明治十二年代理公使朝鮮事務始末』（以下『事務始末』と略す）巻8：虎列刺病予防往復，1879年8月8日，代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告。

11 『事務始末』巻13：釜山往復，1879年8月8日，代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告の附属文書，1879年7月21日布達。

12 『郵便報知新聞』1879年8月22日，「朝鮮釜山浦の近況（7月23日附通信）」、『事務始末』巻13：釜山往復，「明治12年7月8日朝鮮国釜山港コレラ患者表」。

13 『郵便報知新聞』1879年8月21日，「朝鮮釜山浦より来信の略（8月2日出）」、『横濱毎日新聞』1879年8月22日，「朝鮮釜山浦より来信の略（8月2日出）」。

14 『事務始末』巻2：日記，8月21日。

15 『事務始末』巻8：虎列刺病予防往復，口號，1879年8月21日，礼曹判書沈舜沢宛の代理公使花房義質公文。『旧韓国外交文書：日案』巻1（高麗大学校亜細亞問題研究所編），文書番号56，43頁。

16 『事務始末』巻8：虎列刺病予防往復，ハ號，己卯7月初5日，代理公使花房義質宛の礼曹判書沈舜沢公文。『旧韓国外交文書：日案』巻1，文書番号57，44頁。

表 1 1878 年～1880 年, 朝鮮各地域の人口変動統計

	漢城	京畿	黃海	全羅	慶尚	忠清	江原	平安	咸鏡	合計
1878	197,200	692,517	572,696	947,680	1,498,504	839,134	335,328	884,066	657,929	6,633,054
1879	168,427	682,576	581,235	939,583	1,470,082	839,196	335,604	884,478	658,846	6,560,027
1880	188,953	675,435	582,492	937,239	1,475,698	838,675	335,857	885,017	661,861	6,581,227

秩父克然が作成した薬の服用法を併せて送った¹⁷。コレラの予防及び対応に関して情報の非対称性があるが、朝日のあいだである程度の共助が行われている様子が見られる。

石幡貞は10月13日元山に着した後、徳源府使と面会したことがある。この時の記録を通じて京畿道及びソウルの地域でコレラが流行し始めた時期と主な官職者の死亡事実を確認することができる。金綺秀によれば、彼が漢城を出発したのは9月6日のことで、3日後にコレラが流行したという。そのために趙寅熙（京畿道観察使）、金炳学、金世均（水原留守）などの高官たちが次々に死んだ¹⁸。趙寅熙は、1876年8月に宮本小一理事官が渡韓した時、朝鮮側の協商代表者として貿易章程の締結と調印を担当した人である。漢城を始め京畿道地域では8月下旬まではまだコレラが流行するという風聞がないから良かったと述べた花房の発言まで合わせて考えれば¹⁹、金綺秀が挙げた流行の時点は9月初からだったと判断しても無理はないと思われる。黄玟の見聞によっても、当時ソウルで怪疾、すなわちコレラが大きく発生し、このために死亡した者の数だけを見ても6万人に達したという²⁰。ちなみに、朝鮮

政府から公式に集計された戸口調査報告に基づいて1878年から1880年までの人口変動を提示すると、次のようになる²¹。

表1を通じて漢城と慶尚道の場合、1878年と比べると、2万8千人余り、京畿は9千9百人余り、全羅道は8千余人が減少した。朝鮮全地域の人口数を通じて見れば、7万3千人余りが1年のあいだで急激に減少したことが分かる。もちろん、数値比較において人口の自然増減を考えなければならない問題も確かに存在する。でも、黄玟が見聞した人員数とほぼ同じ、少なくとも朝鮮全体人口の約1%以上の人々が、1879年の夏、コレラに罹って死亡したと考えても差し支えがないと思われる。

3. 釜山地域のコレラ発生現況と「虎列刺予防竝取扱方規則」

1) 釜山地域内部のコレラ感染者と死亡者現況

コレラが発生した後、前田管理官は朝鮮の辦察官へコレラに感染した人々の数と死亡者を居留民たちに随時伝えようになると公文を送って情報の共有と協調を求めた²²。一方、前田管理官は釜山居留地にある商法会議所の議長及び委員だちを召集し、コレラの拡散を防ぐために一時的に韓人との交流を禁じる方策に協力するよう求めた²³。彼は商人たちの代表と協議し、12ヶ月間の貿易をやめることを決め

17 『事務始末』巻8：虎列刺病予防往復，二號，1879年10月10日，徳源府使金綺秀宛の代理公使花房義質公文。

18 『事務始末』巻2：日記，10月9日。『事務始末』巻8：虎列刺病予防往復，提要。「京城ノ通信ニ據レバ傳染病益盛ニ大臣金炳學水原留守金世均モ為メニ免去スト云」。

19 『事務始末』巻13：釜山往復，1879年8月17日，花房代理公使宛の前田管理官報告。「此邊ハ未タ傳染病ノ風聞無之先大慶ニ存候」。

20 황현著・임형택外訳『역주 매천야록』上（문학과지성사，2005年），142頁。この記録を通じて元領府事金炳学が死亡したことが確認される。

21 『日省録』高宗15年12月29日，高宗16年12月29日，高宗17年12月30日の「京兆獻民数」に基づいて作成。

22 『郵便報知新聞』1879年8月27日，「朝鮮釜山浦とりの通信」。

23 『郵便報知新聞』1879年9月8日，「釜山虎列刺景況通信」。

た上、7月29日の夜10時から居留地の出入口をパトロールする人と監視番を組織して現場に投入した²⁴。日本人と韓人の接触を一時的に制限する処置を速やかに取ったのである。

では、実際釜山で発生したコレラ患者と死亡者の現況は如何に推移していたのか。釜山管理官が7月から8月のあいだ、発病して死亡し、あるいは回復した人々の人的事項を簡単に調べて本国に報告した資料が残っている。従って、ここではその資料に基づいて1879年当時の釜山におけるコレラの現況と推移を検討してみよう。次の図表は8月8日午後現在に纏められたコレラ患者の情報である²⁵。長崎県と山口県出身の平民がここに進出していることがよく分かるが、発病してから一日ですぐ死亡してしまう場合が少なくなく、致命率が相当高いことを示している。当時、日本で発行されていた新聞にも挙げられるようになったが、最初のコレラ感染患者は尾方久太郎であった。

辦察所が朝鮮人でコレラに感染した患者と死亡者について、日誌の形式で整理して伝えたものが次の表である。日本管理庁で在留日本人を対象として作成した上の表に比べれば、人的事項を詳細に確認することは難しいが、旧倭館地域や草梁や釜山地域の患者発病の状態については変化がよく分かる。8月17日まで地域別に集計された発病者と死亡者の統計は表3のようになる²⁶。

8月8日、釜山管理官の報告によれば、釜山港の

24 『事務始末』巻13：釜山往復、「韓人虎列刺病二感染ノ景況上申」、1879年8月、外務卿寺島宗則宛の管理官前田献吉報告。

25 『事務始末』巻13：釜山往復、8月16日来信附属の「明治12年7月8月朝鮮国釜山港コレラ患者表」。

26 『事務始末』巻13：釜山往復、8月16日来信附属の「辦察所日報」及び1879年8月17日の代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告の附属書類。『日本外交文書』巻12、文書番号128「韓人虎列刺病に感染之景況上申ノ件」附属書、232～233頁。『日本外交文書』には、8月5日までの数しか記載されていないが、この情報を伝えたものが朴琪滄という人だったことには興味深いものがある。

表2 コレラ患者の情報と発病状況

名前	出身地 / 身分	職業	発病日	状態
尾方久太郎	長崎県 / 平民	大工職	7月21日	8月1日で快癒
山崎宗兵衛	長崎県 / 平民	仲買商	7月22日	7月23日で死亡
梅太郎	山口県 / 平民	船頭	7月26日	治療中
山本七九郎	長崎県 / 平民	土方人定	7月28日	治療中
杉山源蔵	山口県 / 平民	土方人定	7月30日	7月31日で死亡
野村竹次郎	山口県 / 平民	大工職	8月4日	治療中
藤次郎	山口県 / 平民	水夫	8月4日	8月5日で死亡
上田よね (上田千代吉の妻)	長崎県 / 平民		8月5日	8月6日で死亡
助蔵	山口県 / 平民	水夫	8月6日	治療中
上田千代吉	長崎県 / 平民	大工職	8月6日	治療中

辺りは依然としてコレラが盛んに流行していた。そして避病院を絶影島に設置し、戸塚小軍医を漢城へ遣わすことに決定したため、矢野大軍医がしばらく管理庁に留まっていることを伝えた²⁷。同日、矢野も花房と近藤宛の書簡を送ったため、その時の状況を把握する参考になる。その書簡に依れば、居留地のなかでも多数のコレラ患者が発生したが、釜山の古館地域の韓人らの間で特に流行していたので貿易と交際が根絶され、必要な物品は対馬地方から丁卯艦を通じて購求しているとした。このような状況であるのに、戸塚を漢城へ派遣することを決めたのは甚だしいという発言が居留民のなかから頻繁に出ていることも合わせて報告した²⁸。

まず、上に提示した表だけでは、居留地の内で日本人のコレラ患者数が外れているため現況が分かりにくい。8月17日、管理官前田の報告に拠れば、150人の患者がまだいるが、11日以後には釜山港

27 『事務始末』巻2：日記、8月16日。

28 『花房義質関係文書』、1879年8月8日、花房義質・近藤真鋤宛の矢野義徹書簡。資料の中では年度が書かれていないが、書簡の内容は1879年のコレラ流行当時の状況を挙げている。従って、ここでは作成された時期を1879年に推定した。

表3 八月、釜山地域のコレラ患者と死亡者の統計

日附	地域	患者	死亡者	備考
8月1日以前	釜山	数十	89	
	旧館	34		
	草梁	23		
8月1日	釜山	18	4	陰暦6月 14日
	旧館	3	2	
	草梁	2		
8月3日	釜山	34	7	陰暦6月 16日
	旧館	12	2	
	草梁	5		
8月4日	釜山	42	12	陰暦6月 17日
	旧館	17	6	
	草梁	7		
8月5日	釜山	41	6	陰暦6月 18日
	旧館	17	3	
	草梁	6		
8月6日	釜山	41	6	
	旧館	17	3	
	草梁	6		
8月7日	釜山	18	3	
	旧館	6	3	
	草梁	5	1	
8月8日	釜山	23	5	
	旧館	19	3	
	草梁	16	4	
8月9日	釜山	23	8	
	旧館	33	2	
	草梁	8	1	
8月10日	釜山	21	3	
	旧館	17	2	
	草梁	31	2	
8月11日	釜山	6	4	
	旧館	11	1	
	草梁	27	3	
8月12日	釜山	11		
	旧館	19	3	
	草梁	23	2	
8月13日	釜山	16		
	旧館	21	2	
	草梁	21	3	
8月14日～ 8月15日	釜山	8	2	
	旧館	16		
	草梁	27	3	
8月16日	釜山	7	1	毎日、約 10人ずつ 死亡したと いう。
	旧館	11	2	
	草梁	26		
8月17日	釜山	7	1	東萊水宮と 九浦地域で コレラが盛 行中。
	旧館	11		
	草梁	26		

のなかで新たに感染した人はなかったという²⁹。しかし、8月25日の報告からも分かるように、流行が穏やかになっている推移だったが、相変わらず患者と死亡者が出ていた。17日の報告以後、新しい患者が4人発生したが、そのうち2人は死亡、そのほかは治療中という便りが花房公使に伝えられたことを通じて確認できる。東萊水宮と九浦などでは、まだコレラが蔓延していたという便りもこのときに伝達された³⁰。その後、最後に追加の報告がなされた8月18日と19日の患者と死亡者数は次のようになるが、20日から24日までは死亡者と新規患者が報告されることがなかった。朝鮮側の小通事に依れば、「釜山旧館草梁邊ハ漸々鎮静ニ趣クトノミ」という³¹。

9月4日以後、もうこれ以上のコレラ患者は出てこなかった。釜山鎮辺りの地域でも病勢が大きく衰退している状態だと前田管理官は花房に報告した。8月末から9月初に至って、釜山地域では幸にコレラが鎮静局面に入ったことがわかる部分である。9月28日、前田管理官はその間のコレラ関連現況について7月21日から9月4日までの統計を集めて外務省へ報告した³²。その報告によれば、釜山居留の日本人は7月現在840人であったが、患者が24人、そして死亡者が18人だったという。8月1日から18日まで朝鮮側の概略的な地域別の戸口数や患者と死亡者の数は次のようになる。死亡の申し出が正確でなかったため集計上の制約があるものの、日本居留地内の死亡者と比べてみれば、603人だっ

29 『事務始末』巻13：釜山往復，1879年8月17日，代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告。「當地流行病ノ模様去ル十一日付ヲ以テ御報知ニ及ヒ置候後、即今居留地内患者百五拾各位」。

30 『事務始末』巻2：日記，8月26日。『事務始末』巻13：釜山往復，1879年8月25日，代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告。

31 『事務始末』巻13：釜山往復，1879年8月25日，代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告の附属文書。

32 『日本外交文書』巻12，文書番号130「朝鮮國內外人コレラ病感染ノ景況上申ノ件」の附属書1，234頁。

表4 8月下旬、釜山のコレラ患者と死亡者の数

日附	地域	患者	死亡者	備考
8月18日	釜山	7	1	なし。
	旧館	11	1	
	草梁	26	1	
8月19日	釜山	7		8月20日から24日まで追加された発病者及び死亡者の報告はなし。
	旧館	11		
	草梁	26		

たため朝鮮の方が日本よりも数の面で多かった³³。先に提示した表とも死亡者の累積された数で相違があるが、これらは死後に集計されたものが反映されてコレラによって被害を受けた朝鮮人たちの数が増えるようになったと見る方がよいだろう。これに対して前田は「當居留地近邑に於て韓人の該病に罹りしもの夥多」であったが、「館内に蔓延せざるは寔に之れ予防之效力を奏せし確証にして官民共称賛致し居既に予防法を了解仕候」と報告した³⁴。コレラを防ぐための対処をよく取ったか否やによって生死が明らかに分かれていることが確認できる。

コレラ病勢の好転にしたがって、9月15日からは朝鮮人と日本人も従前のように往来がなされているという。ただし発病した患者に対して矢野大軍医一人で外診まで担当しているため、それは中々困る状況なので、代理公使を随行して漢城へ行って留まっていた戸塚小軍医を釜山に呼び戻すよう要請した³⁵。ただ大軍医一人で釜山の全域を担当するには、現実的に相当の無理があったのである。

33 同じ時期、日本の各地で発生したコレラの患者数を簡単に提示してみれば次のようになる（杉山弘「コレラ騒動論：その構図と論理」『自由民権と近代社会』〔新井勝紘編、吉川弘文館、2004年〕、155頁を基に表を作成）。

県名	埼玉県	滋賀県	岐阜県	静岡県	山梨県	栃木県	秋田県
患者数	635	551	445	1,268	1,026	784	916

34 『日本外交文書』巻12、文書番号130「朝鮮国内外人コレラ病感染ノ景況上申ノ件」、234頁。

35 『事務始末』巻13：釜山往復、1879年9月15日、代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告。

表5 釜山付近の人口とコレラに関する集計

地域	人口	患者	死亡者
釜山鎮	3,200	293	170
旧館	1,150	248	133
草梁	860	262	120
東萊府	不明	不明	180

2) 「虎列刺予防竝取扱方規則」の条項別規定

釜山管理官が日本人居留民たちを中心にして先に行い、朝鮮政府にも翻訳して伝えた予防規則の正式名称は「虎列刺予防竝取扱方規則」である。全体19個の項目になっている³⁶。その内容を簡単に纏めながら紹介してみよう。

1条にはコレラの感染と伝播経路、2条に病の潜伏期間、3条に消毒法、4条に石炭酸水を用いた消毒、5条にコレラ患者と関わりがある用品の運搬と焼却、6条に患者衣服の日光消毒、7条に薫蒸消毒、8条に死体と棺の処理が挙げられる。次の項目からは絶影島に設けられた避病院の運営に関する内容が書かれているが、検疫委員の管理監督に従うべき内容が大勢を占めている。9条は患者の家族が見舞いに行く時の対処方法、10条は完治患者の退院手続き、11条は一人で居住し、あるいは貧しく看病人を雇えない人や不潔な地域で雑居して予防消毒法を施行できないと認められる者に対する避病院への送致、12条は他人との接触に関する許可、13条は患者の家に対する識別標及び出入統制、14条は患者の排泄した汚染物の処理に関する注意事項、15条は下水溝などに対する消毒実施について記している。続いて、16条は患者が使った寝具衣類の焼却処理、17条は死体を焼却場まで運搬する過程での処理方法（黄色の小さい旗にコレラという文字を書

36 『事務始末』巻8：虎列刺病予防往復、イ号、1879年8月8日、代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告の附属書類。『事務始末』巻13：釜山往復、1879年8月8日、代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告の附属居留地達写。

くこと)、18条は患者運搬道具の消毒と処理方法を含んでいる。最後に、19条にはコレラに対して医師の診察をもらった後、それに罹ったことを知ったにも係わらず、此点に関して怠けたり、違反したりするときは嚴重に処分すべきことを規定した。

「虎列刺予防竝取扱方規則」の内容は、明治10年の内務省達乙第79号「虎列刺病予防心得」と明治12年の太政官第23号「虎列刺病予防仮規則」から選別されて出たものである³⁷。第1条から第8条までは、「虎列刺病予防心得」の予防法附録消毒薬及其方法で確認される。第9条から第19条までは、「虎列刺病予防仮規則」の第9条から第15条、第18条、第20条、第21条及び第24条の内容とほぼ一致する。但し、第8条と第9条のなかで、死体の火葬と埋葬、避病院の設置を絶影島で行うという条項は、朝鮮の状況を念頭に置きながら新たに記入された部分に当たる。

4. コレラの対処過程で現れる朝日両国の認識

1) 絶影島の避病院と倉庫設置に対する朝鮮の撤去要求

7月16日、荒川徳滋八等属は朝鮮の辦察所へ行って絶影島に消毒所を設ける件について話した。この件については荒川が作成した記録と朝鮮側の公文を比べて見ると、発言の内容で記録上の相違があることが確認される。まず、絶影島は牛と馬を飼う牧畜地であり、ここに日本が求めた消毒所を設置することについては朝廷へ伺うこと（判断権限がないから上部へ報告して命令を受けるはず）に対しては、両方の記録が一致する。だが、両方の考えの差異は、絶影島に建物を設けることにあった。荒川は、「小軒ヲ造立シ船隻ノ来ル毎ニ乗組ノ人数並ニ荷物等ヲ其所ニ揚ケ消毒法ヲ行ヒ、而シテ人ト荷物等ハ直ニ我港内ニ引キ入ルルトキハ該症伝染ノ憂ヲ

免レ候而已ナラス、彼我生靈ノ大幸ト存候」といいながら、「一字ヲ設クルハ一時コレラ病予防ノ為ニシテ永ク建込候訳ニ無之」とした。東萊府使がこんな要求をすぐに受け入れるはずがないとしてこれを断ったところ、「コレラ病伝染ハ目前燃眉ノ急成ニ因リ如此懇議ヲ尽スト雖モ、絶影島ハ牛馬ノ牧場重地ヲ論シ、或ハ朝家ノ許可ヲ得スンハ一字ノ建物も難許杯ノ云々實ニ了解不致候」と不満を披瀝した³⁸。では、朝鮮側の訳学と東萊府使はこの問題についてどのように発言したのか。朝鮮側の記録に因ると、訳学は既に設館を通じて境界を決めたこともあり、幕を設けることも条約にはないから、朝廷の命令がある前に勝手に許されないと反対の意思をしっかりと述べた³⁹。東萊府使も、これは前にはなかったことで、政府からの処分を待たずにまず幕を設置しようとする事から、その状況を考えれば、もっと狡猾して悪いものだと判断し、これを厳に禁止することを訳学が伝えよと命じた⁴⁰。この問題について政府のもとでも、これは曾てなかった事だから、禁止する方が宜しいと曉諭することを指示した⁴¹。ここで注意すべき点は、朝鮮側からは、まだ条約に載せられていない要求事項だと判断して絶影島に臨時的にも消毒所の設置を許可しないという処分を下したが、日本の記録にはこの内容までは載せられていないことである。

この会談から2日後の7月18日、日本は実際に絶影島内に消毒所を設ける作業に着手しはじめ、一週間後に完成した上、消毒法の実施段階に移つ

38 『事務始末』巻13：釜山往復、8月16日来信附属番外。

39 『倭使日記』巻11、六月初十日到付東萊府使尹致和牒報。「是如故答之、以設館既有定界、結幕又無條約、況此島即牧地封山也、朝令之前、不可自下擅許云爾」。

40 『倭使日記』巻11、前掲資料。「今此館倭之謂、以救病欲爲結幕於牧地已、是無前之事、而不待政府處分、先欲結幕者、究其情狀去益狡惡乙、仍于令譯學嚴飭禁斷」。

41 『倭使日記』巻11、前掲資料。「題辭。此是曾所未有之事、曉諭禁止爲宜向事」。

37 山本俊一、前掲書、865～871頁の附録資料を参考。

た⁴²。避病院では松前十六等出仕が勤め、港内のコレラ患者に関する治療は戸塚軍医が担当した。此に加えて、避病院まで設置が必要だということを朝鮮側へ通報した。しかし、慶尚監司李根弼はこの事件が発生したころ、その展開過程を中央にすぐ報告しながら、関係者の処罰について伺った。まず、かれは絶影島を管轄していた多大浦僉使韓友燮に対して罷職させた。これに加えて、東萊府使尹致和に対しては、その地域（絶影島）は封土の重要なところであり、それは条約にもなかったことなので、府使は法律に依り叱って曉諭することも出来ないし、事件が起きる前に制止することもしなかったから、以前には一度もなかったことが発生するようになったといいながら、その責任を問って処分することを要請した⁴³。それに対して議政府では次のように国王高宗に処理方向を伺った上⁴⁴、許可を得た。

日本側が伝染病のため仕方なく一時的に消毒所を設置したことについては、朝鮮の朝廷もある程度の情状を参酌しようとした。しかし、これをそのままに捨て置いてはいけないと判断したため、撤去させることを命じた。条約に載せられていない事項であるが、この問題に関連された地方官をすぐ処罰することよりも、一応は懐柔策を用いて問題となった事件を收拾しようとする配慮が窺える。ところが、8月末に日本側が絶影島の内に貨物を保管できる倉庫6間を仮設置して、再び問題になってしまう。前田管理官はコレラの盛行とそれに伴う交易中断を理由として倉庫の設けの合理化を試した。だが、訳学劉光杓は日本側が先般に避病院を設置したのも、もう「規定以外の事」だったのに、これに加えて倉庫を新たに増築することは道理があるまいと言い、速

やかに撤去することを求めて来た。この報告に接した慶尚左兵使の李泰鉉も、倉庫設置が言い訳であることを把握し、早く撤去させるように命じた⁴⁵。最初に避病院を設けた時と同じに、状況に対して臨時変通が欲しいといいながらも、正式に朝鮮政府と協議をしなくて絶影島の内に倉庫のような建物を増築した仕業は、確かに条約違反に当たる可能性が高い事項であった。それなればこそ、朝鮮側は即刻撤去するよう要求したのである。絶影島への空間拡張要求はその後も続いて朝日間で懸案になっていくものであるが、1879年の避病院設置においてすでに始まっていたのである。

ともかくも、この時期には朝鮮の地方官吏たちの場合、条約文に根拠になる規定がなく、「辺政」に当たる問題と認識していた。それ故、日本側が撤去するように彼らをよく懐柔せよという伝統的方式で問題解決に臨んでいたことが窺える。同じ時期だが、朝日両国のあいだで無関税の問題をめぐって花房公使と交渉を進めていた朝鮮政府では、関税を自主的に設定するためには新しい対応論理と接近方法が現実的に必要だと切感したこととは少し相違があるかも知れない⁴⁶。新たに条約を結び始めた1879年の時点において、未だ中央政府と地方官庁のあいだでは、日本に対して条約の締結と運営という次元で、論理的に鋭く攻駁して相手を問い詰める方法よりも、善処や曉諭を通じて問題を解決しようとした姿が垣間見える。

2) 避病院の設置とコレラの発生経路に対する日本の認識

一方、前田管理官は避病院の設置がいま至急のことを強調した。かれは「速カニ撲滅不致テハ却テ巨多ノ費用ヲ要スルノミナラス、平素不潔ヲ極メタル

42 『事務始末』巻8：虎列刺病豫防往復，1879年8月8日，代理公使花房義質宛の管理官前田献吉報告。

43 『倭使日記』巻12，6月19日啓下。「有亦以其地則封岡所重，以其事則條約所無，該府使不能據法責諭先事阻撓，有此前所未有之事」。

44 『承政院日記』高宗16年6月20日。『高宗純宗實録』高宗16年6月20日。

45 『高宗純宗實録』高宗16年8月4日。

46 朴漢珉「1878년 두모진 수세를 둘러싼 조일 양국의 인식과 대응」『韓日關係史研究』第39号（韓日關係史学会，2011年）。

韓人ニ伝染候テハ容易ナラサル義」と述べた⁴⁷。蔓延しているコレラを防ぐために多くの費用がかかっても、初期で避病院を設けるのが重要な懸案であることを強調した。そう言うながら、一方では韓人らが「不潔」だから伝染病が拡がることを恐れた。彼らが平素とて「不潔」だという認識は、後に外務卿宛に発送した公文のなかでも繰り返して言及された表現である。これに加えて、彼はコレラ伝播の原因を朝鮮内部から発生したのではないだろうかとの考えを述べた⁴⁸。しかし、そのように彼が推論した根拠は、2年前(1877)に住永九等属が全羅道地域まで出張した頃のことから出たから、直接に発病の因果関係を結び付けることには無理があると思われる。

コレラが朝鮮の全羅道地域から発生したと理解したものは鳳翔艦の艦長であった山崎景則も同じだった。彼は、「日本地長崎神戸大阪ハ少々コレラ病流行」の便りを伝えながら、「釜山浦日本居留地ハ右病氣無之候得共、韓人ニコレラ病大流行ノ由之レハ全羅道ヨリ来り候由ニテ、當時館中韓人ノ往来ヲ絶候由ナリ」という話をした⁴⁹。この船に対しては検疫委員が消毒を行い、医員も出張して治療をするようにした後、回航させた⁵⁰。

厳密にすると、コレラがどこから発生して朝鮮のなかで拡散するようになったかについては資料上に断定することは無理であろう。しかし、釜山内でコレラの初発生より10日ほどの前に、管理官が対馬からのコレラ患者の発生現況に関する情報を確認しつつ、そこから伝播しないようにもっとも警戒していたこと、初めの感染患者が日本居留地内で7月

21日に発生して以後、急激に拡散したこと、三木栄などの医学史研究者がすでに日本で大流行していたコレラが朝鮮に伝播して北上したと指摘した研究などを合わせて考える必要があるだろう。いずれにせよ、釜山地域の状況は好転したが、それにも関わらず、京畿の以北地域までコレラが拡散し、少なくとも朝鮮全体人口のほぼ1%の人々がコレラに罹って死亡したことは、当時コレラの恐ろしい威力をよく示している。

5. おわりに

コレラが盛んに流行した1879年は、朝鮮が開港した直後の時点であった。この一年のあいだで朝鮮全地域では、7万3千人ぐらいの人口が急激に減らした。開港場である釜山を中心にしてコレラの予防をするための防疫活動が、まず日本人居留者を対象として行われた。だが、これは地域内で限定的な効果しかなかった。また朝鮮と日本の間で緊密な協調を通じて検疫システムを構築し、コレラが朝鮮全域に拡散されることを防ぐには至らなかった。但し、官吏らの間でコレラの発病患者及び死亡者の数について管理の次元で情報が共有されながら、予防規則の伝達が為されたこと、避病院と検疫所の設置をめぐって条約運営上の騒ぎがあったことは、それから後、開港場を中心にする疾病の輸入と防除をするための検疫規則の制定まで繋がる前に草創期の状況が如何に進められたかを示している。

日本側の場合、居留民の保護とコレラ患者の拡散を防ぐための「緊急性」を理由として絶影島の内で一時的に避病院と検疫所を設置することを一応成功させた。この中には朝鮮人を「不潔」だと見下す認識も含まれていた。しかし、朝鮮からは「朝日修好条規」や「貿易規則」の条約文のなかでこれらの設置に関する根拠条項がなかったから問題になった。事案の緊急性のためにこれを一応許可した地方官たちを善処し、該当施設を絶影島から撤去させるように命じた。この時期では、まだ「辺政」を治めるとい

47 『事務始末』巻13:釜山往復,8月16日来信附属の第4號,1879年7月12日,外務卿寺島宗則宛の管理官前田献吉報告。

48 『事務始末』巻13:釜山往復,韓人虎列刺病ニ感染ノ景況上申,1879年8月,外務卿寺島宗則宛の管理官前田献吉報告。

49 『事務始末』巻14:軍艦往復,1879年8月15日,花房公使・近藤書記官宛の山崎景則公文。

50 『郵便報知新聞』1879年8月22日,「朝鮮釜山浦の近況(7月23日附通信)」。

う伝統的な視角に基づいて事態に接近していたことが分かる。これは条約の締結がすべての対応方式において、即刻的に変化を齎さなかったことを示しているのではないかと思う。ここには海外から輸入される物と人に対して、検疫が可能な機構としての海関と緊密に関わりがある検疫規定が、依然として朝鮮のなかで公式的に定着されていなかったことも大きく影響を及んだ。1880年に入ると、釜山の他に元山と仁川が新たに開港され、各開港場には海関が設けられた。それに加えて「朝日通商章程」(1883年)も締結された。しかし開港場の検疫に関して体系的な取締規定が完成される時期に到るまでは、もう少し時間が必要だった。1886年のコレラは3つの開港場でいまだ一貫された検疫規則がない状況で再発し、検疫仮規則及び伝染病予防仮規則の制定と適用をめくってさまざまな問題が朝鮮と各国の間で発生した。この問題については今後の研究を通じて詳しく検討するつもりである。

参考文献

1. 資料

- 『承政院日記』『日省録』『高宗純宗實録』『倭使日記』
『明治十二年代理公使朝鮮事務始末』(韓国国史編纂委員会所蔵)
『郵便報知新聞』『横濱毎日新聞』
『舊韓国外交文書：日案』巻1(高麗大学校亞細亞問題研究所編)
『日本外交文書』巻12(外務省編, 日本国際連合協会, 1949年)
『花房義質関係文書』(東京都立大学附属図書館蔵, 北泉社刊行マイクロフィルム)
『역주 매천야록』상(황현著, 임형택外訳, 문학과지성사, 2005年)

2. 単行本及び研究論文

- 三木榮, 1972, 『朝鮮医学史及疾病史』, 東京: 医歯薬出版株式会社
山本俊一, 1982, 『日本コレラ史』, 東京大学出版会
申東源, 2004, 『호열자, 조선을 습격하다: 몸과 의학의 한국사』, 歴史批評社
杉山弘, 2004, 「コレラ騒動論: その構図と論理」, 新井勝紘編, 『自由民権と近代社会』, 吉川弘文館
윌리엄 맥닐著, 김우영訳, 2005, 『전염병의 세계사』, 이산
笠原英彦・小島和貴, 2011, 『明治期医療・衛生行政の研究』, 京都: ミネルヴァ書房
황상익, 2013, 『근대 의료의 풍경』, 푸른역사
申東源, 2013, 『호환 마마 천연두: 병의 일상 개념사』, 돌베개
마키하라 노리오(牧原憲夫) 지음, 박지영 옮김, 2012, 『민권과 헌법』, 어문학사
申東源, 1989, 「조선말의 콜레라 유행, 1821 - 1910」, 『한국 과학사학회지』 11 - 1
朴漢珉, 2011, 「1878년 두모진 수세를 둘러싼 조일 양국의 인식과 대응」, 『韓日關係史研究』 第39号
김신희, 2014, 「1821년 콜레라 창궐과 조선 정부 및 민간의 대응양상」, 『韓國史論』 第60号, ソウル大学校国史学科